

確定申告・市県民税申告はお早めに 2月10日(金)～3月15日(水)

上記の期間、平成28年分の所得税の確定申告を受け付けます。ことしは熊本地震の影響もあり、雑損控除などで申告者が増えると予想されるため、市での受付開始日を早めています。申告が必要な人は必要書類などを事前に確認し、余裕を持って申告してください。

平成28年分の確定申告書などにはマイナンバーの記載が必要です



■確定申告が必要な人

- ・2カ所以上の事業所からの給与がある人
- ・給与以外の所得が20万円を超える人
- ・土地や建物などの譲渡所得がある人
- ・生命保険(死亡・満期)受け取りによる所得がある人
- ・給与収入が2千万円を超える人

■市県民税申告が必要な人

- ・平成29年1月1日現在で本市に住所があり次に当てはまる人
- ・平成28年中に所得税はかからないが、何らかの収入があった人
- ・平成28年中に収入がなかった人
- ・障害年金や遺族年金、傷病手当のみの給付を受けている人
- ・単身赴任の家族など市外の人との扶養になっている人など

※確定申告書を税務署に提出する人、給与所得のみで職場の年末調整が済んだ人、市内に住所のある親族の扶養になっている人は除きます。

■申告をしないままですと

平成28年中の所得を確定できないため、保育園入園・公営住宅入居などの手続きに必要な市県民税の各種証明書を発行できなくなることがあります。また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の適正な算定ができません。

■申告に必要な主なもの

- ①収入・経費に関する書類
 - ・給与や公的年金の源泉徴収票、支払調書(原本)
 - ・農業、営業、不動産などの所得がある人は収支内訳書(収入金額と必要経費を記載したもの)
 - ②控除に関する書類
 - ・社会保険料控除証明書(国民年金、任意継続保険など)
 - ・保険料などの控除証明書(生命保険・個人年金・地震保険)
 - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など(障害者控除を申告する人)
 - ・医療費控除関係(領収書(原本)、高額療養費や保険会社からの給付金額が分かるもの)
 - ③その他
 - ・印鑑(認め印可)
 - ・身分証明書の写し
 - ・個人番号カードまたは通知カードの写し
 - ・本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)
- ※領収書の金額は、申告する人ごとにあらかじめ集計を済ませておいてください。

菊池税務署からのお知らせ

■確定申告受付日程(菊池税務署)

とき	2月16日(木)～3月15日(水)(土日を除く) 午前9時～午後4時
ところ	菊池税務署 〒861-1393 菊池市隈府874-1

- ※贈与税の申告 3月15日(水)まで
- ※消費税の申告 3月31日(金)まで

■雑損控除の申告書作成会

- とき 1月23日(月)～2月15日(水)
(土日を除く)
午前9時～午後4時
- ところ J A 菊池中央支所2階会議室
(菊池市隈府852)

※J A 菊池中央支所の駐車場は利用できません。公共交通機関か菊池税務署の駐車場をご利用ください。

- 問い合わせ先 菊池税務署
☎0968 (25) 2121 ※自動音声2番

■確定申告書は国税庁のホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を自宅で作成することができます。作成した申告書などのデータは国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用して送信できます。また、印刷した申告書は税務署に郵送または持参することができます。

- 国税庁 <http://www.nta.go.jp>
- e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

■年金所得者の確定申告について

公的年金などの収入金額合計が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税について確定申告書の提出は必要ありません。※ただし、この場合であっても

- ①医療費控除などによる所得税の還付を受けるには、確定申告書を提出する必要があります。
 - ②市県民税の申告が必要な場合があります。(社会保険料控除などを受ける場合など)
- 詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

■申告会場の日程(地区ごと)

受付時間	午前9時～11時		午後1時～4時			
	合志庁舎	泉ヶ丘市民センター	西合志庁舎 午前 午後	須屋市民センター 午前 午後		
2月10日(金)	2/10～2/28の間は合志庁舎での受付はしていません。	群 桜路 桜和の丘	泉ヶ丘 泉ヶ丘 笹原	須屋市民センター 午前 午後		
2月13日(月)				黒石 陽光台		
2月14日(火)				東須屋		
2月15日(水)				みずき台 南陽		
2月16日(木)				新開		
2月17日(金)				県営住宅 堀川 南須屋		
2月20日(月)				須屋		
2月21日(火)				須屋		
2月22日(水)				須屋		
2月23日(木)				西須屋団地		
2月24日(金)				上須屋		
2月27日(月)				上須屋		
2月28日(火)				黒石団地		
3月1日(水)				出分 新古閑 上古閑 御領 野付	若原	御代志 御代志 南原住宅
3月2日(木)	上町 下町 横町 竹迫住宅 合志中央団地 日向 新迫					
3月3日(金)	二子 油古閑 原口 原口下 平島					
3月6日(月)	上庄 鹿水					
3月7日(火)	栄住宅 山下団地 新栄温泉団地 栄温泉団地 中林 後川辺					
3月8日(水)	地区指定 なし受付	武蔵野台	大池 東大池 木原野 ユトリック団地	※須屋市民センターの 駐車場は、建物右奥の グラウンドをご利用 ください。		
3月9日(木)				外園 湯之端 くぬぎヶ丘団地		
3月10日(金)				上生 北 本村		
3月13日(月)				小合志 高木		
3月14日(火)				黒松 辻久保		
3月15日(水)				江良 合生住宅 灰塚		
				弘生 生坪 立割 桑木鶴団地		
				地区指定 なし受付		

■市の申告会場に関する注意事項

- ・申告はできるだけ地区指定日をお願いします。地区指定のない日は毎年大変混雑し、長時間お待ちになる場合があります。
- ・申告会場は全て午前8時30分頃に開場し、番号札も同じ時間から用意します。
- ・ことしからマイナンバー(個人番号)の記入が必要となるため、個人番号カードの写しまたは通知カードの写しと、運転免許証など身分証明書の写しが必要となります。

■市の申告会場では受け付けることができない申告

- 以下については税務署での申告をお願いします。
 - ・青色申告、消費税、贈与税の申告
 - ・譲渡所得の申告
 - ・免税所得がある場合の申告
 - ・配当、FX取引などによる所得がある場合の申告
 - ・先物取引所得がある場合の申告
 - ・住宅借入金等特別控除で、住宅取得に際し贈与を受けた場合の申告
- ※詳しくは税務署にお問い合わせください。

●問い合わせ先 税務課(合志庁舎) ☎248-1114